

## まもりすまい保険 設計施工基準（2019年版）に関するQ&amp;A

質問		回答	公開日
全般	0-1 混構造の取扱いは？	構造ごとに該当する設計施工基準（章）が適用となります。 例えば、1階がRC造、2・3階が木造軸組工法の場合は、RC造部分にはRC造の基準（第3章）、木造軸組工法部分には木造の基準（第2章）が適用となります。	09/08/10 12/04/02改
	0-2 スチールハウスの取扱いは？	スチールハウスの工法・構造は、枠組み壁工法と同様ですので、木造の基準（第2章）が適用となります。	09/08/10
	0-3 伝統構法の取扱いは？	設計施工基準は主に在来工法を想定しているため、伝統的な木造構法による住宅とした場合、同基準に適合しない可能性があります（例：真壁工法とするため柱部分で防水紙の重ねがとれない、土壁とし防水紙を設けない等）。このため、「個別3条確認」の手続きにより保険のお引受けをしております。手続き方法については本Q&A・3-1をご参照ください。 また、工法により“通常生じうる”雨水の浸入・隙間・たわみ等による損害は、保険金の支払対象となりません（屋根や外壁が保険対象部位から外されるわけではありません。詳しくは、重要事項説明書「3.②保険金をお支払いできない場合」をご参照ください）。 なお、国土交通省が、原則として性能が確認されているものとして取りまとめた『伝統的な木造構法の参考事例集』と同様の納まりとした住宅については、「個別3条確認」の手続きは不要です。  『伝統的な木造構法の参考事例集』/国土交通省 <a href="https://filebox.mamoris.jp/新築_伝統的な木造構法の参考事例集.pdf">https://filebox.mamoris.jp/新築_伝統的な木造構法の参考事例集.pdf</a>	09/12/25 14/04/01改
	0-4 組積造の取扱いは？	組積造は、補強コンクリートブロック造の基準（第4章）が適用となります。	11/06/20
	0-5 丸太組構法（ログハウス）の取扱いは？	丸太組構法（ログハウス）による住宅については、一般社団法人日本ログハウス協会に対して『包括3条確認書』を発行しています。保険のお申込に際しては、同協会より『包括3条確認書』の写しを入手し、ご提出ください。 この場合、同協会発行の「丸太組構法性能保証住宅特記仕様書」に従って設計施工していただく他、同協会発行の工事請負契約書もしくはそれに準じた契約書（アフターメンテナンス契約が含まれているもの）の使用等が条件となります。詳しくは、同協会へお問合せ下さい。  【一般社団法人日本ログハウス協会 事務局】 〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-19 アドビル2F TEL 03-3588-8808 ※ 同協会会員外であっても『包括3条確認書』や「特記仕様書」等の請求は可能です。  なお、ポストアンドビーム工法については「個別3条確認」にて対応しております。手続き方法については本Q&A・3-1をご参照ください。	11/06/20

第1条	1-1	設計施工基準は必ず守らなければならないのか？	設計施工基準は、これまでの事故事例をふまえ、事故が発生しないよう特に重要なポイントについて定めたものであり、まもりすまい保険をご利用いただく上で、保険申込者が必ず守らなければならない技術基準です。設計施工基準の内容については、解説も併せてご確認ください。	09/08/10 10/08/10追
	1-2	非居住部分にも設計施工基準が適用となるか？	一般的に居住部分・非居住部分の区別はありません。 併用住宅における店舗や事務所等の非居住部分にも設計施工基準が適用となります。	10/08/10 12/04/02追 19/12/01改
第2条	2-1	設計施工基準に定めがない部分の取扱い？	設計施工基準（第2～5章）に定めのない部分は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に定める構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分に係る建築基準法その他関係法令に適合させてください。	09/08/10
	2-2	柱の小径に関する基準は？	柱の小径など上部躯体に関する基準はありません。建築基準法施行令第43条に従って決定してください。ただし、保険契約申込を特定団体経由で行う場合には、保険料割引等のため「柱の小径」を含む付加規定があります。詳しくは、各団体へお問い合わせください。	11/06/20 19/12/01改
第3条	3-1	設計施工基準に適合しない仕様等を用いた場合の取扱いは？	<p>設計施工基準により難しい(適合しない)仕様等を用いてまもりすまい保険をご利用いただく住宅については、同基準で規定する仕様と同等の性能が確保されていることを保険申込者等から説明いただき、それが確認できた場合は、そのままの仕様で保険をお引受けしています。これらの手続きを「3条確認」と呼んでおり、次の2種類があります。</p> <p>① 個別物件にかかる「個別3条確認」について</p> <p>物件ごとに個別に確認を行う方法。保険申込の前に、保険申込者や設計者が『個別3条申出書』に必要事項を記入し、必要に応じて確認に必要な図面等と併せて住宅保証機構へ提出します。住宅保証機構は、提出のあった『個別3条申出書』に整理番号を記入して、申出者（保険申込者や設計者）に返信します。保険申込に際しては、この整理番号が記入された『個別3条申出書』の「通知欄」の内容を確認し、右下のチェックボックス（「通知欄の内容について了解しました」）にチェックの上、写しを保険申込窓口等に提出します。なお、現場検査時に指摘を受けて『個別3条申出書』を提出する場合は、「保険申込状況」欄の「現場検査で指摘有」にチェックをします。また、住宅保証機構より返信された『個別3条申出書』の提出先は、保険申込窓口ではなく、指摘を受けた現場検査員となります。</p> <p>詳しくは、別掲『個別3条確認のご案内』をご参照ください。</p> <p>② 工法・仕様等にかかる「包括3条確認」について</p> <p>工法・仕様等について包括的に確認を行う方法。対象となる工法・仕様等を取扱う建材・防水材メーカー等が、確認に必要な書類を住宅保証機構へ提出します。住宅保証機構は、当該メーカーに対して『包括3条確認書』を発行します。申込住宅にこれらの工法・仕様等を採用する場合は、当該メーカー等から『包括3条確認書』の写しを取寄せ、保険申込窓口へ提出します。</p> <p>「包括3条確認書」取得工法・仕様一覧：機構 HP <a href="#">届出事業者さま専用ページ</a>より閲覧可能です</p>	09/08/10 14/04/01改 14/08/25改 22/05/01改

第4条	4-1	地盤調査は必ず実施しなければならないのか？	建物の不同沈下等を防ぐためには、地盤の状況を的確に把握し、有効な対策を施すことが極めて重要であることから、建物の規模・構造により異なった取扱いをしております。（4条1項） ただし、一戸建て木造2階建て以下の場合、「現地調査チェックシート」に従って行った調査の結果、不同沈下の恐れが少なく、地盤調査が不要と判断できる敷地の場合には地盤調査を省略することができます。（「現地調査チェックシート」の詳細については本 Q&A・4-3、4 をご覧ください）	09/08/10 14/04/01 改 19/12/01 改
	4-2	木造2階建ての共同住宅に「現地調査チェックシート」は利用できないのか？	単位面積あたりにかかる荷重が一般的な一戸建ての木造2階建てと同等の規模以下（例えば、木造2階建ての共同住宅等）の場合も、『現地調査チェックシート』を利用することができます。ただし、1項目でもBが選択された場合は、地盤調査を行ってください。	14/04/01 19/12/01 改
	4-3	『現地調査チェックシート』①「周辺状況」の判定方法について	●「川・池・水路等（小規模な排水溝を除く）」とは ⇒ 川、池、水路に加え、海、湖、沼、遊水地、水田、用水路、クリーク等を含みます。「小規模な排水溝」とは、側溝程度の溝を指します。	10/08/10
	4-4	『現地調査チェックシート』②「敷地状況」の判定方法について	●「山・丘陵地・傾斜地の造成地／一団の造成戸数」とは ⇒ 複数戸が連なった新規造成戸数を指します。団地一体（数戸～数十個）がまとめて不同沈下を起こす事例が少なからず起きていることから、5戸以上の新規造成においてはB判定となります。 ●「山・丘陵地・傾斜地の造成地／造成年数」とは ⇒ 宅地以外の用途から宅地として造成されてからの年数を指します。当該敷地の形状等に大きな変更がなく、新たに盛土等を行わない建替時においては、当該敷地の当初の造成時からの年数で構いません。 ●「山・丘陵地・傾斜地の造成地／擁壁」とは ⇒ 「当該敷地を構成する（支える）擁壁を指し、隣地の地盤面が高い場合における隣地を構成する（支える）擁壁は含みません。 ●「平坦地の整地／整地年数」とは ⇒ 宅地以外の用途から宅地として整地されてからの年数を指します。したがって、当該敷地の形状等に大きな変更がなく新たに盛土等を行わない建替時においては、当初の造成時からの年数で構いません。	10/08/10
	4-5	地盤調査はどのような方法で実施すればよいか？	調査方法については、国土交通省告示 1113 号に定めるボーリング調査や物理探査（表面波探査法）などのほか、スクリュウウェイト貫入試験（SWS）試験など、地盤の許容応力度や軟弱地盤の有無・厚みが判断できる方法を用いてください。	09/08/10 21/09/01 改

第4条	4-6	平板載荷試験のみでも保険申込みは可能か？	<p>平板載荷試験やその他の簡易的な調査方法（ハンドオーガー、コーンペネトロメーター等）は表層部以深の判別が難しく、これらの方法で許容応力度及び軟弱地盤の有無や厚さを判断することは困難なため、平板載荷試験等のみの結果から基礎形式及び地盤補強の要否を判断することはできません。保険のお申込みに際しては、SWS 試験等その他の調査と組み合わせて実施し、総合的に判断することが必要です。</p> <p>※ 平板載荷試験による許容応力度の確認可能範囲は、使用する載荷板の径（通常 30 cm程度）の 1.5～2.0 倍程度までとされています。</p>	09/08/10 11/06/20追
	4-7	地盤調査箇所数は必ず四隅4点以上必要か？	<p>調査箇所数は、敷地内の許容応力度のバラツキ及び軟弱地盤の厚さや傾斜等を確認するためには建物の四隅付近を含めた4点以上とすることが望ましいと考えます。</p> <p>ただし、調査方法によらず、次の①から④のいずれかに該当する場合は、計測点を1点以上とすることが可能です（傾斜地や谷地を盛土造成した敷地等の場合は、計測箇所数を2点以上とするなどの考慮が必要です）。</p> <p><b>①当該敷地が平行層であり、敷地全体の状況が推測できる場合</b> 近隣で行われた地盤調査データや地形図により、明らかに当該敷地の地層が平行層であると推定でき、総合的に判断することにより、計測点1点の結果から敷地全体の状況が推測できる場合。 【判断根拠の例：周辺地の地盤調査データ、地形図 等】</p> <p><b>②基礎等の施工時に支持層確認（土質の目視確認）ができる場合</b> 基礎（場所打ち杭、ラップルコンクリート含む）又は地盤補強体（杭状地盤補強等）が支持層まで到達する設計であり、施工時に支持層確認（土質の目視確認）を行い、設計時に想定していた支持層がやや深かったり、ばらついたりした場合でも、施工時に調整が可能である場合。 【判断根拠の例：基礎伏図、基礎工事施工計画書、杭施工要領書 等】</p> <p><b>③地盤補強・基礎杭の施工時に地盤の許容応力度等の測定・確認ができる場合</b> 既成杭工法等を用いる場合において、プレポーリング時、杭打設時又は杭打設後に、杭ごとに許容支持力又は地盤の許容応力度を測定・確認（オーガーのトルク管理、杭打設時のリバウンド量の測定、杭頭での載荷試験など）を行い、設計時に想定していた支持層がやや深かったり、ばらついたりした場合でも、施工時に調整が可能である場合。 【判断根拠の例：基礎伏図、基礎工事施工計画書、杭施工要領書 等】</p> <p><b>④大臣認定等を取得した地盤補強工法を用いる場合</b> 大臣認定等（国土交通大臣認定に係る「性能評価」、（一財）日本建築センターによる「建設技術審査証明」、（一財）日本建築総合試験所による「建築技術性能証明」 等）を取得している杭・地盤補強工法を用い、それぞれの仕様通りの施工を行った場合。 【判断根拠の例：建設技術審査証明等の写し、工法パンフレット 等】</p>	09/08/10 09/12/25改 12/04/02改 14/04/01改 14/08/25追

	5-1	地盤補強の要否はどのように決定すればよいか？	<p>地盤補強の要否については「地盤調査結果の考察」又は「基礎設計のためのチェックシートの判定」を用いて判断する必要があります。「地盤調査結果の考察」は、一般的には当該敷地の地盤調査実施者が行いますが、設計者や施工者、当該敷地の地盤調査を行っていない地盤調査会社等が行うことも可能です。ただし、地盤の状況を十分に把握し、「即時沈下」と「圧密沈下」について検討した結果をふまえた考察とする必要があります。（本Q&amp;A・5-2も併せてご確認ください）</p>	09/08/10 09/12/25改
第5条	5-2	地盤調査結果の考察を設計者等（地盤調査実施者以外）が行う場合、どの程度の考察とすればよいか？	<p>考察は、一般的に「即時沈下」と「圧密沈下」に対する検討を行い、それを客観的に示していただく必要があります。</p> <p>「即時沈下」とは、地盤に対して、建築物の荷重が加わったときに即発生する沈下です。これを防止するためには建築物の荷重（自重＋積載荷重 <math>\text{kN/m}^2</math>）が、地盤の許容応力度（<math>\text{kN/m}^2</math>）を下回っている必要があります。一方、「圧密沈下」は、粘性土層や有機質土層が間隙体積の減少により凝縮し沈下する現象です。こちらは、建築物の荷重（<math>\text{kN/m}^2</math>）が地盤の許容応力度（<math>\text{kN/m}^2</math>）を下回っている層でも起こる可能性があるため、沈下の検討が必要です。</p> <p><b>考察として取り扱えない例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「表層部の地盤の許容応力度（<math>\text{kN/m}^2</math>）が、建築物の自重（<math>\text{kN/m}^2</math>）を上回っているから沈下を起こさないと考え、地盤補強は必要ない。」        &lt;理由&gt; 「圧密沈下」に対する検討がされていません。</li> <li>・「軟弱地盤がGL－2mまで続いているが、基礎下の砕石地業に対し十分な転圧を行うため地盤補強を行う必要はない。」        &lt;理由&gt; 転圧方法にもよりますが、地上（根切底）からの転圧により、深さ2m範囲を締め固めることはできません。</li> <li>・「通常より剛性を高めたベタ基礎とすることで地盤補強は不要」        &lt;理由&gt; 基礎の剛性をいくら高めても、沈下対策にはなりません。（※軟弱な部分が局所的な場合は、有効な場合もあります。）</li> <li>・「以前からこの辺一体は地盤補強していないから、ここも地盤補強は要らない。」        &lt;理由&gt; 敷地周辺が沈下していないからといって、建設地も地盤補強が不要であるとは限りません。</li> <li>・「経験的に、この調査結果なら地盤補強は要らない。」        &lt;理由&gt; 経験則は大切ですが、考察は、技術的・客観的な視点で作成してください。</li> <li>・「以前、同じような土地に建てた住宅が傾いていないので、ここも大丈夫だ。」        &lt;理由&gt; 同様の地形であっても、建設地も地盤補強が不要であるとは限りません。</li> </ul>	09/08/10 12/04/02追

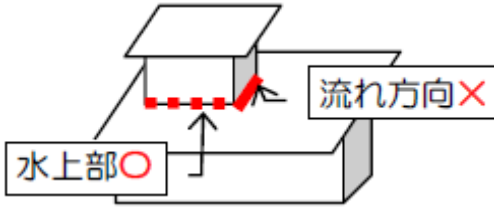
第5条	5-3	地盤調査報告書の考査とみなせるものは？	<p>地盤調査報告書に「考査」として具体的な記載がない場合でも、次の表記がある場合は「考査」として取り扱います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤調査結果の考査として明確な補強工法の記載はないが、基礎伏図等に「杭の配置図、杭径、長さ、本数及び長期許容支持力」の記入があり、小口径鋼管杭、柱状改良杭（深層混合処理工法）、大臣認定等を取得した杭工法を採用する旨を確認できる場合。</li> <li>・地盤調査結果の考査として明確な補強工法の記載はないが、平面図（基礎伏図）等に採用した「工法の仕様、補強の範囲、深さ及び長期許容支持力」の記入があり、表層改良（浅層混合処理）、大臣認定等を取得した地盤補強工法を採用する旨を確認できる場合。</li> <li>・〈RC造・S造で確認申請が必要な住宅〉 基礎底盤の位置や支持層の深さ（直接基礎の場合や杭基礎における杭の長さ）が構造図（基礎伏図等）に記載がある場合、考査に代えることができます。 標準貫入試験（ボーリング調査）の柱状図に構造計算における「基礎底盤の位置及び支持層の深さ」が記載された図面（構造図面（特記仕様書、杭工事等））も同様に考査としてみなします。</li> </ul>	21/09/01
	5-4	地盤補強工法は設計施工基準5条2項に定める3工法しか用いることができないのか？	<p>その他の工法についても、地盤調査の結果により必要とされる性能（許容応力度、圧密沈下対策等）を満たしていれば用いることは可能です。設計施工基準では、地盤補強工法として採用されることが多い3工法について、その取扱いを明確にしています。</p>	09/08/10
	5-5	地盤補強を行った場合も、その上に砕石等の地業は必要か？	<p>表層改良や柱状改良などの地盤補強を実施し、その改良体に基礎が直接載る場合においては、地業を省略することができます。ただし、柱状改良等、基礎の底盤下部全面を改良しない改良工法の場合は改良体の間の地盤は適切な地業を行う必要があります。</p>	09/08/10
第6条	6-1	べた基礎の形状及び配筋はどのように決定すればよいか？	<p>べた基礎のスラブの断面寸法、配筋及び基礎の立上り部分の配筋等は、次の①～③のいずれかの方法により決定してください。</p> <p>① 構造計算による方法 建築物、敷地、地盤その他の基礎に影響を与えるものの実状に応じて、建築物の自重、積載荷重、土圧等及び地盤の沈下や変形等を考慮し、建築物又は建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないよう、計算により基礎構造を確定させる方法です。</p> <p>② 「べた基礎配筋表」の利用 設計条件（P24）が同等であれば、構造計算の結果が示されている「べた基礎配筋表」（P25）によることができます。「べた基礎配筋表」によりスラブの厚み・配筋を決めた場合、べた基礎の立上り部分の厚みや配筋等は、建設省告示第1347号（P94）に従ってください。</p> <p>③ 設計者の工学的判断等 「工学的判断等」に詳細な定めはありませんが、建築物の基礎に関して建築基準法施行令第38条（P</p>	09/08/10 09/11/12改 12/04/02改 14/04/01改

		<p>90) では「建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならない」と定められていますので、設計者が構造耐力上安全であることを確認し、決定してください。</p> <p>具体的には、次に挙げるようなものが工学的判断として挙げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「べた基礎スラブ配筋スパン表」</li> <li>・ 『小規模建築物基礎設計指針』（日本建築学会）に記載されている「べた基礎スラブ配筋検討表」</li> <li>・ 性能表示制度における「木造軸組工法住宅の横架材及び基礎のスパン表」（日本住宅・木材技術センター）</li> <li>・ 住宅供給者が自社仕様（建物荷重等）に基づき、構造計算した結果をまとめたスラブ配筋表</li> </ul>		
第6条	6-2	べた基礎の配筋を告示1347号の規定に基づけばよいか？	建設省告示1347号に定める配筋（D10 <sup>以上</sup> @300 <sup>以下</sup> ）は、荷重条件や立上りスラブの区画等についての記載がありません。“べた基礎の立上り部で区画されたスラブ”ごとに定める配筋を、建設省告示1347号に定める配筋（D10 <sup>以上</sup> @300 <sup>以下</sup> ）とすることについて、設計者が構造耐力上安全であると検討し判断したものであれば、保険のお申込が可能です。	14/04/01 19/12/01改
	6-3	べた基礎配筋表の見方① 屋根が「重い住宅」で外壁が「軽い住宅」の場合の取扱いは？	屋根または外壁の仕上げのいずれかが「重い住宅」に該当する場合は、安全側で見る必要があるため「重い住宅」に分類されます。例えば、屋根が瓦葺きなどの「重い住宅」に該当し、外壁の仕上げがサイディングなどの「軽い住宅」に該当する場合であっても、建物全体としては「重い住宅」に分類されます。 なお、べた基礎スラブ配筋スパン表においても同様の取扱いとなります。	09/08/10 21/09/01改
	6-4	べた基礎配筋表の見方② 「軽い住宅」と判断できる外壁仕様は？	窯業系サイディング、金属サイディング、ALCパネル（37mm）、軽量モルタル（16mm）を用いる一般的な納まりの外壁であれば「軽い住宅」仕様の外壁として取り扱えます。 なお、べた基礎スラブ配筋スパン表においても同様の取扱いとなります。	09/08/10 21/09/01改
	6-5	べた基礎配筋表の見方③ スラブスパンは基礎立上りの芯々寸法、内法寸法どちらか？	基礎立上りの内法寸法です。 なお、べた基礎スラブ配筋スパン表においても同様の取扱いとなります。	09/08/10 21/09/01改
	6-6	べた基礎配筋表の見方④ スラブの短辺長辺の比は概ね1:1.5とあるが、廊下など細長いスラブがある場合は同表を使えないのか？	短辺方向スパンが最大ではないスラブの短辺：長辺の比率は1:1.5を超えても構いません。 また、短辺方向スパンが最大となるスラブの短辺方向が5mを超えたり、短辺長辺の比率が1:1.5を超える場合は、基礎の立上り又は地中梁を設け、スラブの大きさを抑えていただくことにより、べた基礎配筋表を適用することができます。	09/08/10 09/12/25追
	6-7	べた基礎配筋表の見方⑤ 「建物の荷重の目安」に「基礎の耐圧盤の荷重を含む」とあるが、耐圧盤の配筋の計算時に通常は含めないのではないのか？	「建物の荷重の目安」は「重い住宅」、「軽い住宅」の判断の目安（参考値）として掲載しているものです。 べた基礎配筋表の耐圧盤の配筋の検討においては、「建物荷重」は耐圧盤より上の部分の躯体（基礎の立上りや1階床を含む）の荷重を基に計算しており、耐圧盤の荷重は含めておりません。 なお、べた基礎スラブ配筋スパン表においても同様の取扱いとなります。	10/02/25 21/09/01改

	6-8	ベタ基礎の立上りに設ける人通口の補強方法に関する規定はあるか？	設計施工基準に、人通口の補強方法に関する規定はありません。設計者の判断によって適切に補強してください。建設省告示第1347号第1,3項二号では「木造の建築物の土台の下にあっては連続した立ち上りを設けるものとする（一部略）」と規定されていますので、人通口によって連続が途切れている場合においては、連続しているとみなせる補強が必要になると考えられます。	09/08/10 10/03/01 追 12/04/02 改 19/12/01 改
	6-9	布基礎の形状及び配筋はどのように決定すればよいか？	設計施工基準には布基礎の配筋等に関する規定はありません。布基礎の形状及び配筋等は建設省告示第1347号に従って決定してください。 ただし、立上り高さは設計施工基準（6条3項）に従って、地上部分で300mm以上としてください。	09/08/10 12/04/02 追
第6条	6-10	基礎の高さは「300mm以上」となっているが、設計GLからの高さと考えてよいか？	基礎の立上り高さの寸法の取り方は「地上部分」であり、「平均GLからの高さ」ではありません。 ただし、ビルトイン車庫入口等で基礎の立上りが必要ない部分や、玄関・勝手口、テラス、中庭等において、たたきや犬走り等により基礎の高さ300mm未満となる部分が一部存在する程度で、建設省告示1347号に適合するものとみなされる場合は、設計施工基準に適合しているものとして保険をお引受けいたします。 なお、本条文は基礎の外周部の立上りに対して適用します。	09/08/10 10/02/25 追 10/08/10 追 12/04/02 追
	6-11	免震工法の場合の基礎の高さはどう考えればよいか？	免震工法の場合の「基礎の高さ」は、「まもりすまい保険上」の取扱いとして、地上部分の土台下端までの高さとしています。	09/08/10
	6-12	構造計算により、構造上の安全を確かめている場合は、基礎の高さを300mm未満とすることができるか？	基礎の高さは、建設省告示1347号においても「地上部分で30cm以上」と規定されています。同告示は、構造計算を行うことにより適用しないことができますが、設計施工基準では、構造耐力性能とは別に、土台等の耐久性向上（劣化の軽減）措置としての効果を期待して基礎の高さを設定しています。このため、構造計算を行う場合であっても300mm以上とする必要があります。 なお、構造計算により基礎の高さを300mm未満とする場合、基準同等仕様6「基礎高300mm未満」に示す措置を施すことにより、保険申込が可能となります。 この場合は、矩計図等にその旨（仕様6-①等）を明記してください。（防水・基礎仕様説明シートへの記載でも可） <b>【基準同等仕様6：基礎高300mm未満】</b> 土台に接する外壁の下端に水切りを設置するとともに、以下の①～③のいずれかの措置を施す ①基礎外周部に犬走り・芝・砂利敷き等を設ける 《理由》 床下を乾燥した状態に保つためにも基礎立上り周辺部を水捌けの良い状態に保つことは耐久性の向上につながります。 ②土台に耐久性の高い樹種や、防腐・防蟻効果の高い処理を施したものをを用いる 《理由》 「針葉樹の構造用製材」、「広葉樹製材」及び「枠組壁工法構造用製材」それぞれのJASに規定する耐久性区分D1に区分されている樹種の中でも防腐・防蟻性が比較的高い樹種は以下の通りです。 ヒノキ、ヒバ、ベイヒ、ベイスギ、ケヤキ、クリ、ベイヒバ、台湾ヒノキ、	09/08/10 12/04/02 追 21/09/01 改



			<p>ウエスタンレッドシーダー</p> <p>③軒の出を 600 mm以上とする</p> <p>《理由》 軒の出を 600 mm以上確保することで外壁面への雨掛りは、300 mm以下の場合と比べ大幅に減少します。</p>																	
第6条	6-13	石場建ての場合、基礎高さ 300 mm未満とみなされるのか？	<p>石場建ての場合は、構造耐力上、建築基準法等関係法令に適合していれば設計施工基準に適合しているものとして保険をお引受けいたします。</p> <p>なお、建築基準法等関係法令への適合については特定行政庁や指定確認検査機関にご確認ください。</p>	<p>14/08/25</p> <p>19/12/01改</p>																
第7条	7-1	勾配屋根とは、どの程度の勾配にすればよいか？	<p>木造住宅の屋根は、室内への雨水の浸入を生じさせないため、葺き材・葺き方に応じた適切なものとし、<b>屋根葺き材製造者の仕様に従ってください</b>（7条1項）。</p> <p>屋根葺き材製造者の仕様等がない場合は、下表の最低勾配を目安に決定してください。</p> <p><b>表 葺き材ごとの最低勾配の目安（参考値）</b></p> <table border="1"> <tr> <td>瓦葺き</td> <td>3.5/10</td> </tr> <tr> <td>瓦棒葺き（心木あり）</td> <td>1/10</td> </tr> <tr> <td>瓦棒葺き（嵌合型・心木なし）</td> <td>0.5/10</td> </tr> <tr> <td>スレート葺き</td> <td>3/10</td> </tr> <tr> <td>アスファルトシングル葺き</td> <td>3/10</td> </tr> <tr> <td>一文字葺き、平葺き、横葺き</td> <td>3/10</td> </tr> <tr> <td>長尺立はげ（立平）葺き</td> <td>0.5/10</td> </tr> <tr> <td>長尺折板葺き</td> <td>0.3/10</td> </tr> </table>	瓦葺き	3.5/10	瓦棒葺き（心木あり）	1/10	瓦棒葺き（嵌合型・心木なし）	0.5/10	スレート葺き	3/10	アスファルトシングル葺き	3/10	一文字葺き、平葺き、横葺き	3/10	長尺立はげ（立平）葺き	0.5/10	長尺折板葺き	0.3/10	<p>09/08/10</p> <p>10/02/25追</p> <p>14/08/25追</p> <p>12/04/02改</p> <p>19/12/01改</p>
	瓦葺き	3.5/10																		
瓦棒葺き（心木あり）	1/10																			
瓦棒葺き（嵌合型・心木なし）	0.5/10																			
スレート葺き	3/10																			
アスファルトシングル葺き	3/10																			
一文字葺き、平葺き、横葺き	3/10																			
長尺立はげ（立平）葺き	0.5/10																			
長尺折板葺き	0.3/10																			
	7-2	立てはげによる雪止め屋根工法について （ステイルーフ、スノーSTOPパー、横葺き 201S 他）	<p>設計施工基準では、勾配方向にすみやかに雨水を排出する屋根を前提としており、屋根勾配と直行する方向に緩勾配をつけたはげを設ける『立てはげによる雪止め屋根』は、十分な施工管理と防水止水措置が必要となります。</p> <p>このため、以下に示す防水止水措置を施すことにより、保険申込が可能となります。なお、「個別3条確認」（※本Q&amp;A・3-1 参照）は不要です。</p> <p>① 屋根勾配はメーカー仕様に適合すること</p> <p>② はげ部分の勾配はメーカー仕様とし、1/100以上とする</p> <p>③ メーカーの施工マニュアルに従い、十分な防水止水措置を施す</p> <p>また、保険のお申込みに際しては、矩計図等に「立てはげによる雪止め屋根工法」（ステイルーフ、スノーSTOPパー等）であることをご記入ください。</p>	<p>21/09/01</p>																

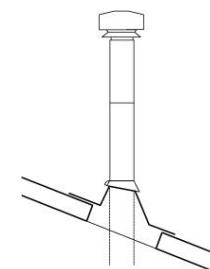
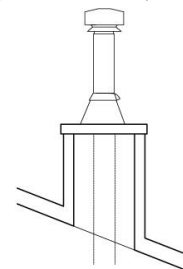
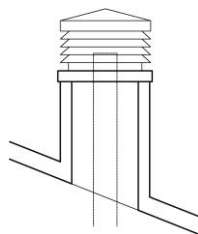
	7-3	(多雪地域における屋根工法) 立はげ葺き及び蟻掛葺きと同様の形状で溝板と吊子が一体となった屋根ふき工法（以下、「フラットルーフ」という）について	<p>立はげ葺き及び蟻掛葺きと同様の形状で溝板と吊子が一体となった屋根ふき工法（以下、「フラットルーフ」という）は、積雪による屋根のたわみがないよう雪下ろしや、たわみの検討をする構造計算が必要となります。十分な施工管理と防水止水措置が必要な工法となるため、以下の措置を施すことにより保険申込が可能となります。なお、「個別3条確認」（※本Q&amp;A・3-1 参照）は不要です。</p> <p>① 屋根勾配はメーカー仕様に適合し、1/100 以上とする。 ② 立はげ部分の吊子及びはげの止水措置（シーリング材等）はメーカー仕様とする。 ③ 積雪時による屋根の変異がないことをたわみ計算等により確認する。（計算書の提出は不要）</p> <p>また、保険のお申込みに際して、矩計図等に「フラットルーフ葺き」であることをご記入ください。</p>	21/09/01
	7-4	アスファルトルーフィング 940 同等以上と判断できる下ぶき材とは具体的にどのようなものか？	<p>同等以上の性能とは、「防水性能」はもちろんのこと、「引張強さ」や「釘(タッカー)穴止水性」も含まれます。具体的には、「改質アスファルトルーフィング（アスファルトルーフィング工業会規格「ARKO4<sup>S</sup>」で定められた品質規格以上の「改質アスファルトルーフィング下ぶき材」などが挙げられます。（合成ゴムルーフィング）や「ゴムアスファルトルーフィング」と呼ぶ場合もあります。）</p> <p>また、「アスファルトルーフィング 940」同等以上の商品について、別紙「まもりすまい保険設計施工基準 適合品〈3条確認不要〉」に掲載しておりますのでご参考ください。</p>	09/08/10 09/12/25 追 11/06/20 追 19/12/01 改
	7-5	棟換気材等周辺の下ぶき材の重ね幅や立上り寸法はどのように考えればよいか？	<p>小屋裏空間を換気するための措置を施す棟部分や屋根・壁取合い（水上部）及び屋根・パラペット取り合い（水上部）においては、換気部材とルーフィングを適切に重ね合わせることで、下ぶき材同士の重ね幅及び巻返し長さに関する設計施工基準（7条2項各号）を適用しないことができます。</p> <p>なお、一般的に屋根・壁取合い（流れ方向）に換気部材を取付けることはできませんので、ご注意ください。</p>  <p>換気部材の取付けが可能なのは屋根・壁取り合い部のうち「水上部」です。（「流れ方向」には取り付け不可）</p>	09/08/10 14/08/25 追 19/12/01 改
第7条	7-6	「棟部及び谷部の重ね幅」の寸法はメーカー基準によればよいのか？	<p>「棟部及び谷部の重ね幅」は、設計施工基準第7条2項三号の「ただし書」にて、「下ぶき材製造者（メーカー）の施工基準によることができる」としています。メーカーによっては「ルーフィングの材質」や「納まり」により、棟部の重ね幅を「両方向に 100 mm」としている例があります。</p>	09/08/10 12/04/02 改

	7-7	既製品でない天窓を用いる場合の取扱いは？	<p>天窓を設置する場合は、屋根材との取合い部からの雨漏れ防止のため、設計施工基準第7条3項に基づき、天窓の周囲は天窓及び屋根ふき材製造者が指定する施工方法に基づいて防水措置を施さなければなりません。</p> <p>既製品を用いずに天窓を設ける場合や、製造所者が指定する施工方法がない場合は、天窓の「断面詳細図」等により、防水納まりや固定方法等が同基準で規定する防水性能と同等以上であることを確認（「個別3条確認」／本Q&amp;A・3-1）することにより、保険申込が可能です。</p> <p>なお、「個別3条確認」のお手続きをする場合は、以下の事項が確認できる図面（スケッチでも可）を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 天窓の位置、形状がわかる屋根伏図</li> <li>② 天窓詳細図（水上・水下・流れ方法の防水止水措置） 例）屋根葺き材と天窓天端笠木との立上り寸法と防水・止水措置 天窓笠木部分とガラス枠の取合いと防水・止水措置</li> <li>③ 仕様・寸法・勾配等がわかるもの</li> </ul>	10/08/10改 19/12/01追
	7-8	ガラス瓦の取扱いは？	<p>ガラス瓦を設ける場合の取付け方法は、ガラス瓦の製造者（メーカー）の指定する施工方法に従ってください。</p> <p>メーカー仕様の場合は、「個別3条確認」は不要です。矩計図等にメーカー名をご記入ください。</p>	10/08/10 19/12/01追 21/09/01改

## 7-9 煙突の取扱いは？

薪ストーブの煙突等が屋根を貫通する場合は、煙突囲い部分と屋根葺き材との取り合いにおいて、屋根の下ぶき材の立ち上がり高さが250mm確保できないため、煙突の形状により「個別3条確認」が必要な場合があります。

①角煙道設置タイプ（角トップ型）    ②角煙道設置タイプ（Pトップ型）    ③フラッシングタイプ



<①又は②の場合>

**角煙道設置タイプ**＝屋根下ぶき材の立ち上がり高さが250mm以上確保できる場合

「個別3条確認」のお手続きは不要です。

煙突囲いの上部（笠木部分）は、防水・止水措置を適切に施してください。（設計施工基準8条5項参照）

なお、水上部分は屋根から伝わる雨水等が滞留しないよう雪割り形状（左右に流す板金加工）とすることが有効です。

また、①又は②の場合で、屋根下ぶき材の立ち上がり高さが250mm以上確保できない場合は、次に定める防水・止水措置を施すことにより、保険申込が可能です。

- a. 煙突囲いの上部（笠木部分）まで下ぶき材を巻き込む
- b. 煙突囲いの上部（笠木部分）の天端部分及び出隅部分は、伸縮性防水テープを施す
- c. 笠木（角トップ部・フラッシング部）を取り付ける場合、取り付けビス部分で下ぶき材を貫通する部分は防水テープで補強し、ビス頭にシーリングを施す

<③の場合>

**フラッシングタイプ**＝屋根下ぶき材の立ち上がり高さが無い場合

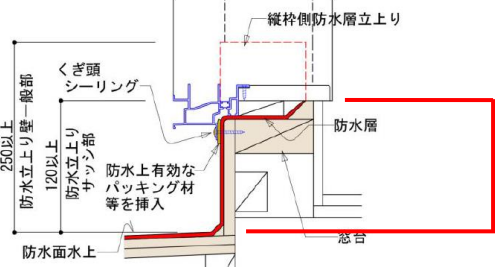
設計施工基準で規定する防水性能と同等以上であることを確認（「個別3条確認」／本Q&A・3-1参照）することにより、保険申込が可能です。

なお、フラッシングタイプは、煙突を取付ける部分の下ぶき材を切り抜き加工し、金属製フラッシングを防水テープのみで固定（止水措置）するケースが多く、煙突部の熱等により防水テープの密着性が低下する可能性があるため、原則、立上り部を設けていただくようお願いしております。

10/08/10  
14/08/25追  
19/12/01改

第7条	7-10	庇にも下ぶき材を設ける必要があるか？	庇にも原則として設計施工基準 7 条を適用しますので、下ぶき材が必要です。ただし、アルミ製や樹脂製などの一枚板の庇についてはこの限りではありません。	11/06/20
	7-11	勾配屋根の周囲に設けるパラペットの防水に関する基準は？	勾配屋根一般部には設計施工基準7条が、パラペットには8条 5 項が適用となります。また、水下側にパラペットを設け、内樋にメンブレン防水を施す場合は、8条3項も適用となりますので、内樋とパラペットとの取合い部分の防水層の立上げ高さは 250mm以上必要です（パラペット自体が 250 mm未満の場合は本Q & A ・8-8 参照）。	11/06/20 12/04/02改 14/08/25追
	7-12	勾配屋根をメンブレン防水とすることは可能か？	勾配屋根面にメンブレン防水（シート防水やFRP防水等）を施すことは可能です。ただし、この場合は設計施工基準第8条が適用となります。 軒先、けらば先は、メーカー仕様とし端部の防水措置を確実に施してください。	11/06/20 19/12/01追
	7-13	屋根に太陽光パネルや太陽熱温水器を設置する場合の技術基準は？	太陽光パネルや太陽熱温水器の設置に関する技術基準はありません。メーカーの施工マニュアル等に従って設置してください。 なお、リフォーム保険においては、設計施工基準において「住宅用太陽電池モジュール設置工事編」が定められていますので、まもりすまい保険（新築保険）においても参考としてください。 「リフォーム保険・大規模修繕かし保険 設計施工基準」：機構 HP より閲覧可能です	11/06/20
	7-14	下屋のすぐ上に窓がある場合も下ぶき材を壁面に沿っては 250 mm以上立ち上げる必要があるか？	下屋のすぐ上（上階の壁）に窓がある場合も、原則として下ぶき材を 250 mm以上立ち上げることが必要となるため、窓の高さ（窓下の防水層高さ）に注意して計画していただく必要があります。 ただし、以下のいずれかに該当し、形状上、やむを得ず下ぶき材の立ち上りが 250 mm未満となる場合は、当社が定める防水・止水措置を施し、設計施工基準に適合しているものとして保険をお引受けいたします（詳細は、基準同等仕様7『（形状上）下ぶき材の立ち上りが 250 mm未満となる場合の防水・止水措置』を参照ください）。 <b>【基準同等仕様7-①～④（形状上）下ぶき材の立ち上りが 250 mm未満となる場合の防水・止水措置】</b> この場合、保険申込時にご提出いただく図面に採用された仕様番号（仕様 7-①～④）をご記入ください。 なお、「個別3条確認」（※本Q&A・3-1 参照）は不要です。 基準同等仕様 7-① 棟違い屋根、段違い屋根、入母屋屋根等とする場合 基準同等仕様 7-② 勾配屋根とパラペット・手すり壁が取合う場合（パラペット自体が 250 mm未満の場合を含む） 基準同等仕様 7-③ 勾配屋根とパラペットが取合う場合（水下側に内樋、谷樋を設ける場合） 基準同等仕様 7-④ 屋根のすぐ上に窓がある場合	11/06/20 14/08/25改 14/09/08改 21/09/01改

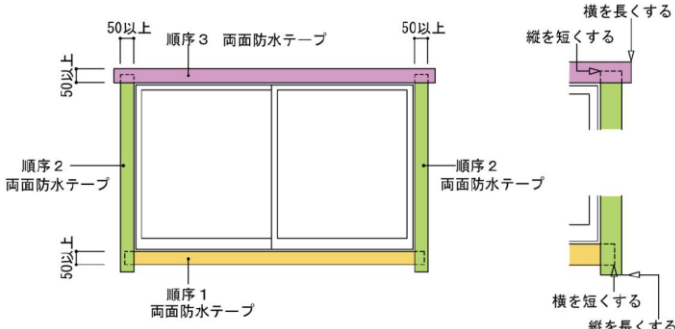
第7条	7-15	木造住宅の屋根を折板葺きとする場合も下ぶき材は必要か？	<p>本来、長尺折板葺きの場合であっても、下ぶき材は必要です。</p> <p>〈下ぶき材が必要な主な理由〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「長尺折板」は、あくまで「葺き材」であり、メンブレン防水とは異なり、葺き材の隙間からの雨水の浸入が想定されます。特に木造においては、小屋裏や壁体内に雨水が浸入すると、構造体が腐朽する可能性があるため。(下ぶき材を用いて、浸入した雨水を外部に排出する必要があるため)</li> <li>・下地(野地板)を設けずに下ぶき材を施した場合、下ぶき材にたわみ・しわ等が生じる可能性が高く、設計施工基準に適合しているとはみなせないため。</li> <li>・木造住宅においては、小屋裏や壁体内に雨水が浸入すると、構造体が腐朽する可能性があるため。</li> </ul> <p>ただし、以下に示す基準同等仕様7「木造 長尺折板ふき屋根(下ぶき材に代わる防水措置)」を施すことにより、保険申込が可能となります。なお、「個別3条確認」(※本Q&amp;A・3-1 参照)は不要です。</p> <p><u>【基準同等仕様7：木造 長尺折板ふき屋根(下ぶき材に代わる防水措置)】</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 屋根を単純な形状(片流れ等)とし、水下側にパラペットを設けない形状である</li> <li>2. 勾配は、3/100以上とする</li> <li>3. 軒の出は、原則300mm以上とする</li> <li>4. 重ね形折板(はげ締め形折板又は嵌合形折板でないもの)においては、固定ボルト孔の水密性を保つため防水パッキンを用い、かつ、ボルトキャップを取り付ける</li> <li>5. 水上側の折板谷部には、止水面戸を設け周囲をシーリング、及びエプロンを設ける</li> <li>6. 水上及びけらば部にパラペットを設ける場合は、雨押えの立上り高さを折板天端から150mm以上とする。</li> </ol> <p>(鉄骨造の場合は本Q&amp;A・22-1をご確認ください。)</p>	11/06/20 19/12/01 追 21/09/01 改
第8条	8-1	バルコニー及び陸屋根の勾配は防水メーカー基準によればよいのか？	<p>「バルコニーの床」及び「陸屋根の屋根面」は、室内へ雨水を浸入させないため、原則として1/50以上の排水勾配を設けることとしています(8条1項)が、「ただし書」において「防水材製造者(メーカー)の施工基準によることができる」としています。</p> <p>FRP系塗膜防水工法については、FRP防水工業会で定める「FRP防水施工標準仕様書」において、下地勾配(排水勾配)は1/100と規定されており、多くの防水材製造者(メーカー)の基準もこれに準じております。</p> <p>なお、メーカーによっては「合板等を2層張りとする下地の仕様」や「勾配付き断熱材+下地材の仕様」など施工要領により、下地の条件等を定め排水勾配を1/100以上としている例があります。</p>	09/08/10 12/04/02 改 21/09/01 改

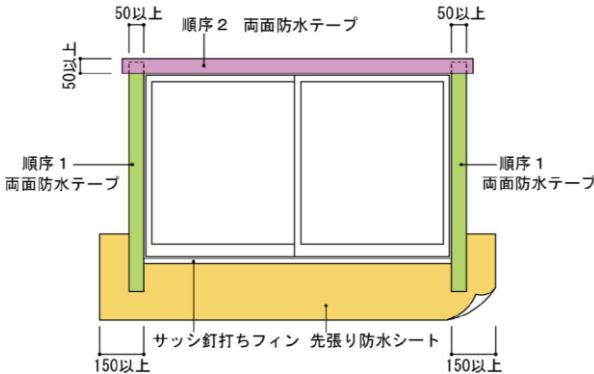
	8-2	陸屋根又はバルコニーに FRP 防水1層（1プライ）仕様を用いることは可能か？	「FRP系塗膜防水」は、原則としてガラスマット補強材を2層以上（2プライ）とすることとしています。が、「ただし書」において、防水材製造者（メーカー）の施工基準によることで「ガラスマット補強材を1層（1プライ）とすることができる」としています。メーカーにより「面積制限」及び「ガラスマットの重さ（例：450g/m <sup>2</sup> 以上）」などの定めがある場合はこれに従ってください。	09/08/10 12/04/02改
第8案	8-3	バルコニー掃き出しサッシ下の防水立上り高さ 120mm（8条3項）は、床からサッシ下枠のフィンまでの高さを指すのか？	<p>「120 mm」は「防水層」の立上り高さの規定です。したがって、サッシ下枠より下の見えがかり部分を指すものではなく、防水層自体の高さをさします。サッシ下枠（フィン）の裏側まで防水層が立上っている場合は、その部分も含めての高さとすることができます。</p>  <p>見えがかり部分の防水層の高さ</p>	09/08/10 19/12/01追
	8-4	バルコニー開口部（サッシ）下端の防水層の立上り高さを120mm未満とすることはできますか？	<p>バルコニー開口部（サッシ）下端の防水層の立上り高さが120mm未満となる場合は、以下の基準同等仕様8「バルコニー開口部（サッシ）下端 120 mm未満」に示す措置を施すことにより、保険申込が可能となります。この場合は、矩計図等に防水層の高さと基準同等仕様8を施す旨（仕様8）を明記してください。（防水・基礎仕様説明シートへの記載でも可）</p> <p><b>【基準同等仕様8：バルコニー開口部下端 120 mm未満】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防水工事を先施工とし、窓台までFRP防水を巻き込む。</li> <li>2. サッシがとりつく範囲（縦枠部分を含む）は、釘打ちフィンとFRP防水の間に防水上有効なパッキング材（シーリング材）を施す。</li> <li>3. くぎ頭（ビス頭）は、シーリングを施す。</li> </ol> <p>なお、防水層の高さが120 mm未満で、やむを得ず、防水工事を後施工とする場合の措置は、以下の措置を施すことにより保険申込が可能ですが、以下の〈注意事項〉をお読みいただき十分ご留意の上施工ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. サッシを取り付けた後、防水工事を「後施工」する。</li> <li>2. サッシ釘打ちフィン面を十分目荒らしをし、プライマーを塗付して、塗むら等がないよう防水層を施工する</li> <li>3. サッシ枠と取合う防水層端部には、シーリングを施す。</li> </ol>	21/09/01

		<p>〈注意事項〉</p> <p>防水工事を後施工とする場合は、サッシと防水層またはシーリング材の剥離が生じると、雨水の浸入の危険性が高まります。また、サッシ下端の高さが取れない場合は、施工が難しくなる分、施工上の不具合が起きやすいため、防水施工後、防水層の端部の処理が適切かどうか必ずご確認ください。</p>		
	8-5	<p>バルコニーには必ず排水溝を設けなければならないのか？</p>	<p>設計施工基準は、バルコニーに排水溝を設ける想定（8条4項）となっておりますが、排水溝を設けない場合は、ドレインに向かった方向に勾配を設けてください。また、排水ドレイン取付部は防水層の補強措置及び取合部の止水措置を施してください。</p>	09/08/10 12/04/02 追
	8-6	<p>バルコニー（ルーフバルコニー含む）に面積制限はあるか？</p>	<p>跳ね出しバルコニーやルーフバルコニー（一部でもバルコニー下部に室内部分があるもの）に限らずバルコニーの面積制限はありません。ただし、下地合板（ボード）のたわみや反りにより防水層が破断し、雨漏りにつながる事故が多発していることから、構造用合板等のボード2枚を千鳥張りする、又は、厚さ24mm以上構造用合板とするなど床の剛性を高めることが重要です。下地合板の種類や厚さ、それを支える梁・根太のピッチ等につきましては、十分に検討の上、決定してください。</p> <p>※ 住宅性能保証制度（平成16年版設計施工基準適用）においては「原則として10㎡以内、追加仕様を遵守した場合20㎡以内」という取扱いでしたが、まもりすまい保険では、その取扱いを撤廃しています。</p>	09/08/10 11/06/20 追
	8-7	<p>アルミ製等の既製バルコニーを取付ける場合の技術基準は？</p>	<p>アルミ製等の既製のバルコニーや開放廊下を取付ける場合や、スノコ状（グレーチング含む）のデッキを設置する場合など、もともと防水性能を必要としないものに関する技術基準はありません（8条は適用となりません）。ただし、躯体との取合い部分など雨水が浸入しやすい部分については、十分注意して防水・止水措置を決定してください。</p>	09/08/10
第30条	8-8	<p>主要構造が木造の共同住宅等の共用廊下が鉄骨造の場合の防水の取り扱いについて</p>	<p>主要構造が木造の共同住宅で、共用廊下を鉄骨造（床：デッキプレート+コンクリート等）とする場合は、床の防水層と壁立上り部が、異種下地のため防水層の破断の恐れがあるため、床の端部と外壁仕上げ面は、10～15mm程度離隔することをお勧めします</p> <p>また、当該共用廊下（鉄骨階段も含む）は、設計施工基準第8条【解説】（1）バルコニー及び陸屋根の適用範囲に記載の“アルミ製等の既製のバルコニーや廊下”と同様の取り扱いをするため、設計施工基準第8条は適用いたしません。</p> <p>ただし、共用廊下・階段の梁等と外壁の防水紙との取り扱いについては、必ず止水措置を施す等防水上の配慮は必要です。</p> <p>防水・止水措置に疑義を生じる場合は、「技術相談票」にてご相談ください。</p>	19/12/01 21/09/01 改
	8-9	<p>無落雪（M形）屋根や雪止め屋根での保険契約申込は可能か？</p>	<p>設計施工基準では、雨水を速やかに排出する屋根を前提としています。このため、多雪区域において、隣家等への屋根からの落雪防止等を目的に採用する「無落雪（M形）屋根」を施工される場合は、別に定める「無落雪（M形）屋根 設計施工基準」に基づき設計・施工してください。なお、「個別3条確認」（※本Q&amp;A・</p>	09/08/10 09/12/25 追 21/09/01 改



		3-1 参照) は不要です。 【無落雪 (M形) 屋根 設計施工基準】 (参考) 地域によって雪質が異なります。青森県内で無落雪 (M 型) 屋根を採用される場合は、(一社) 青森県建築士会 のホームページをご参照ください。 <a href="http://www.aomori-aba.or.jp/req/req.aspx">http://www.aomori-aba.or.jp/req/req.aspx</a>		
8-10	手すり壁にスリットや飾り窓等を設ける場合も防水層の立上り高さは 250 mm 以上必要か？	手すり壁にスリットや飾り窓等設ける場合も、原則として防水層の立上り高さは 250 mm 以上必要です。 ただし、以下のいずれかに該当し、形状上、やむを得ず防水層の立上り高さが 250 mm 未満となる場合は、当社が定める防水・止水措置を施すことにより、設計施工基準に適合しているものとして保険をお引受けいたします (詳細は、基準同等仕様 8-①～③『(形状上) 防水層の立上り高さが 250 mm 未満となる場合の防水・止水措置』を参照ください)。 【基準同等仕様 8-①～③ : (形状上) 防水層の立上り高さが 250 mm 未満となる場合の防水・止水措置】 この場合、保険申込時にご提出いただく図面に採用された仕様番号 (基準同等仕様 8-① 等) をご記入ください。なお、「個別 3 条確認」(※本 Q&A・3-1 参照) は不要です。 基準同等仕様 8-① 手すり壁にアルミ製等の手すりを取付ける場合 基準同等仕様 8-② 手すり壁にスリットや飾り窓を設ける場合 基準同等仕様 8-③ パラペット自体の高さが 250 mm 未満の場合	11/06/20 14/04/02 改 14/08/25 改 14/09/08 改	
8-11	共用廊下と玄関の取合い部も防水層の立上り高さは 120 mm 以上必要か？	共用廊下にも 8 条 3 項が適用となりますが、以下のいずれかに該当する場合は、共用廊下と玄関の取合い部において防水層の立上り高さが 120 mm 未満であっても設計施工基準に適合しているものとして保険をお引受けいたします。 ① 玄関内部まで防水層を連続させ、玄関ドア及び上がり枠部分の合計で立上り高さが 120 mm 以上 ② 共用廊下全面に庇又は屋根をかけ、玄関ドアの下枠 (沓摺) 室内側まで防水層を連続させ、防水端部にシーリングを施す (玄関ドアの縦枠部分は防水層の立上り高さ 250 mm 以上必要)	14/04/02 14/08/25 追	
第 9 条	9-1	サイディングを用いる場合、必ず通気構法としなければならないのか？	サイディングなど乾式の外壁仕上げとする場合は、必ず通気構法としてください。(10 条 1 項) ただし、ALC パネル又は押し出し成形セメント版 (厚 25mm 超) 等を用いる場合を除きます。	09/08/10
	9-2	外壁に ALC パネルを用いる場合は防水紙が必要か？	ALC パネルの防水性能の考え方は「パネル間の目地をシーリング処理し、壁面に仕上塗材仕上げを行った状態で漏水のないものとする (JASS27 乾式外壁工事)」とされています。このため、ALC パネルを用いる場合、9 条 3 項に規定する仕上材を施す必要がありますが、ALC パネルの下に用いる防水紙の有無や種別は問いません。ALC パネル製造の仕様 (施工方法) によっては、透湿防水シートに ALC パネルを直張りする場合がありますが、通気構法としない場合においても、9 条 2 項に従い、アスファルトフェルト 430 とする必要はありません。(ALC 外壁の仕上材については本 Q&A・9-6 をご参照ください。)	09/08/10 09/12/25 11/06/20 追

9-3	外壁を通気構法としない場合、透湿防水シートを用いることはできるか？	透湿防水シートは絶対に用いないでください（9条2項二号）。通気構法以外の外壁は、通気構法とした場合に比べ壁体内の湿気を排出しにくいことに加え、防水紙に開いた釘孔（タッカー孔）から雨水が浸入するケースや、モルタル等に浸透した水分が日射等により水蒸気化し、内部に浸入するケースがあります。したがって、防水紙は必ず「アスファルトフェルト 430（20kg／巻品）」を用いることが必要です。また、アスファルトフェルトであっても釘孔止水性の弱い「17kg／巻品」、「8kg／巻品」は用いないでください。	09/08/10
9-4	外壁開口部の周囲は、防水テープを用い防水紙を密着させること（9条2項四号）と規定されているが、防水テープを貼る際の留意点はあるか？	<p>外壁開口部の周囲（サッシ、その他の壁貫通孔等の周囲）は、防水テープを用い、サッシのつば（フィン）と外壁の防水紙を密着させてください。このとき、防水テープの重ね部にすき間が生じないように貼ることが重要です。参考図1を参照してください。なお、参考図は「両面防水テープ」用いた例のため、防水紙は防水テープの上に貼ることになります。</p>  <p>参考図1 サッシまわり防水テープの張り方例（先張り防水シートがない場合）</p>	09/08/10 19/12/01改

策の案	9-5	窓台に先張り防水シートを用いた場合、サッシ下部の防水テープを省略できるか？	<p>外壁開口部の周囲は、防水テープを用い防水紙を密着させること（9条2項四号）と規定していますが、窓台に先張り防水シート又は防水役物を用いた場合には、シート部分の防水テープを省略することができます（参考図2参照）。先張り防水シートは、サッシ下枠が納まる窓台の上端部に設置する防水材です。サッシ枠等から雨水が浸入した場合、屋内への雨水浸入を防止し、また、サッシ枠の結露水から躯体を守ります。先張り防水シートは防水性能が高く、折り切れしない「改質アスファルトルーフィング下葺材」等を用いてください。なお、図は「両面防水テープ」用いた例のため、外壁の防水紙は防水テープの上に貼ることとなりますが、開口部下に関しては、外壁の防水紙を先張り防水シートに差込むように張ってください。</p>  <p>参考図2 サッシまわり防水テープの張り方例（先張り防水シートがある場合）</p>	09/08/10 19/12/01改
	9-6	外壁にALCパネルを用いる場合の仕上材はJIS A 6909に適合していればよいか？	<p>JIS 適合品であっても設計施工基準9条3項に規定されていない仕上材（例：樹脂リシン、弾性リシン、セメントスタッコ等）は用いることができません。</p> <p>なお、ALC協会に対して「外壁パネル表面に下地処理を施した後、仕上塗材としてJIS A6909に規定するリシン系の仕上塗材を用いる仕様」について『包括3条確認書』を発行しています（本Q&amp;A・3-1参照）。詳しくはALC協会または各ALC材メーカーへお問合せください。</p> <p>また、斜壁など垂直面以外にALCパネルや押出成形セメント版を用いる場合は、屋根の基準（木造：7・8条、RC・S造等：14、19条）が適用となります。</p> <p>この場合、一般的に垂直面以外に外壁用の防水紙（透湿防水シート、アスファルトフェルト430等）を用いることはできません。また、サッシは天窓用のものとする必要があります。詳しくは各メーカーにご相談ください。</p>	09/12/25 14/08/25追 19/12/01追
	9-7	外断熱工法とし、外壁に防水紙を設けないことはできるか？	<p>外壁にALCパネル等を用いる場合を除き、防水紙を設ける必要があります。ただし、断熱材同士の隙間や、出隅・入隅、開口部廻り、土台水切り部において、断熱材の裏面に雨水が入らない措置が取れていることを確認（「個別3条確認」/本Q&amp;A・3-1参照）することにより、保険申込が可能です。</p>	11/06/20

第10条	10-1	外壁を下見板張り（無垢の板使用）とすることは可能か？	木材を外壁材として用いることは可能です。	09/08/10 09/12/25改
	10-2	通気層は必ず15mm以上としなければならないか？	通気層は、木材の胴縁は又は外壁材専用の通気金具等で通気に可能な厚さを確保しなければなりません（10条2項三号）。通気胴縁又は通気金具による通気層の厚さは原則として15mmとしていますが、構造用合板等を張るなどの断熱材のせり出し防止措置があり、かつ、下地を含む胴縁の釘保持力が確保できる場合は厚さを15mm未満（一般的には通気を確保するため12mm以上が望ましい）とすることができます。	09/08/10
	10-3	サイディング材の留付間隔は「450mm内外」とあるが、@500mmでもよいか？	500mm程度まで「450mm内外」の範囲としています。	09/08/10
	10-4	サイディングの目地に用いるシーリング材は必ずメーカー指定のものを使用しなければならないか？	サイディングの目地部に使用するシーリング材及びプライマーは各サイディング材製造者の指定するものを使用してください（10条2項五号）。なお、まもりすまい保険上、「指定」とは「純正品」又は「推奨品」を指します。	09/08/10
	10-5	JIS A5758の耐久性区分の「10030」や「9030」は、「8020」と同等以上の耐久性を持つと判断してよいか？	JIS A5758の耐久性による区分「10030」や「9030」は「8020」以上の耐久性があります。前半の数字（100、90、80）は「圧縮加熱温度（℃）」を、後半の数字（30、20）は「変形率（%）」を示しています。例えば「8020」は、80℃で加熱しながら-20%変形するまで圧縮し、-10℃に冷却しながら+20%変形するまで引っ張るなどの試験を行い、試験体に試料の溶解、膨潤、ひび割れなどの異常が認められないことが条件となっています。したがって、「7020」や「7010」は、「8020」を下回る耐久性となりますので、開口部の周囲に用いることはできません。	09/2/25
	10-6	外壁をサイディング材以外の乾式仕上げとする場合も、通気構法とする必要があるか？	外壁を乾式仕上げ（ガルバリウム鋼板や、板張りなどの木質系材料等を含みます）とする場合は、外装材の接合部等から浸入した雨水等を外部に排出するため、通気構法としてください。 角波鋼板を使用する場合、角波部分を通気層とすることはできません。開口部廻りを含み、上下部を外気等に通じる構造とする必要がありますのでご注意ください。 また、耐火金属パネルを直貼りにする場合は、メーカー仕様としてジョイント部・開口部廻りの防水措置の定めがあることを「個別3条確認」（※本Q&A・3-1参照）により確認することで、保険申込が可能となります。	14/08/25 19/12/01改
	10-7	狭小地のため、サイディング材を非通気構法とすることは可能か？	狭小地等の理由で外壁が外部から施工できず、内側から施工する工法でやむを得ず非通気構法とする場合は、直張構法用の金属サイディング※を使用していることや、シーリング等により目地処理が確実にできること等を確認（「個別3条確認」/本Q&A・3-1参照）することにより、保険申込が可能です。 ※現在、「包括3条確認書」（10-210/木造狭小住宅向けアイジー断熱サイディング（横張り）直張り）が利用可能です。	14/08/25 19/12/01改

第10条	10-8	ALC パネルや押出成形セメント版を用いる場合、通気構法とする必要はあるか？	ALC パネルや押出成形セメント版（厚さ 25 mm超）を用いる場合は通気構法としないことができます（10 条1 項） 押出成形セメント板は、15 mm及び 20 mmの製品があります。この場合は、通気構法とする必要があります。	11/06/20
第11条	11-1	ラス網を必要としないモルタル下地専用ボードを用いる場合の留意点は？	ラス省略工法（あらかじめ合板とセメント等で形成したボードを用いることでラス網の現場施工を省略した工法）を使用する場合はラス網を用いる必要はありません。ただし、ラス省略工法でも防水紙（第9条2 項）が必要です。 この場合、防水紙は第9条 2 項に基づき、通気構法の場合は透湿防水シート又は同等品、非通気構法の場合はアスファルトフェルト 430 又は同等品とする必要があります。	09/12/25 19/12/01改
	11-2	外壁をモルタル塗りする場合、「平ラス」を用いることはできないのか？	平ラスはモルタルの被覆が確保しにくく、かつ、線径の細いものは腐食しやすいためモルタルの剥離・剥落の原因となるため、出入隅、開口部廻り等の補強として用いる場合を除き、下地として平ラスは用いることはできません（11 条2 項）。「建築工事標準仕様書・同解説 JASS15 左官工事」（編集：（一社）日本建築学会）では「平ラスは木造外装用としては不適合である」とされており、使用できるラスとしては、JIS A 5504 に適合するワイヤラス（ひし形ラス、甲形ラス、丸形ラス）、JIS A 5505 に適合するメタルラス（こぶラス、波形ラス、リプラス）、JIS A 5524 に適合するラスシート（角波亜鉛鉄板ラス）及び特殊ラス（防錆処理がされ、モルタルの塗厚が十分に確保できるもの）等が挙げられます。 なお、特殊ラスはW ラス（カ骨 JIS G 3 5 4 5 +ラス JIS A 5505（平ラス1 号））等があります。平ラスは JIS A 5505（メタルラス）に区分されますが、補強の使用に限ります。	09/08/10 19/12/01追
第12条	12-1	RC 造のマンションなどを建てる場合において、ボーリング調査（標準貫入試験）を行う場合でも4 隅4 点以上の調査が必要か？	調査箇所数は、敷地内の許容応力度のバラツキ及び軟弱地盤の厚さや傾斜等を確認するためには建物の四隅付近を含めた4 点以上とすることが望ましいと考えます。 ただし、次の①から④に該当する場合は、計測点を1 点以上とすることが可能です（傾斜地等の場合は、計測箇所数を2 点以上とするなどの考慮が必要です）。 <b>①当該式が平行層であり、敷地全体の状況が推測できる場合</b> 近隣で行われた地盤調査データや地形図により、明らかに当該敷地の地層が平行層であると推定でき、総合的に判断することにより、計測点1 点の結果から敷地全体の状況が推測できる場合。 【判断根拠の例：周辺地の地盤調査データ、地形図 等】 <b>②基礎等の施工時に支持層確認（土質の目視確認）ができる場合</b> 基礎（場所打ち杭、ラップルコンクリート含む）又は地盤補強体（杭状地盤補強等）が支持層まで到達する設計であり、施工時に支持層確認（土質の目視確認）を行い、設計時に想定していた支持層がやや深かったり、ばらついたりした場合でも、施工時に調整が可能である場合。 【判断根拠の例：基礎伏図、基礎工事施工計画書、杭施工要領書 等】	09/08/10 09/12/25改 12/04/02改

			<p>③地盤補強・基礎杭の施工時に地盤の許容応力度等の測定・確認ができる場合</p> <p>既成杭工法等を用いる場合において、プレボーリング時、杭打設時又は杭打設後に、杭ごとに許容支持力又は地盤の許容応力度を測定・確認（オーガーのトルク管理、杭打設時のリバウンド量の測定、杭頭での載荷試験など）を行い、設計時に想定していた支持層がやや深かったり、ばらついたりした場合でも、施工時に調整が可能である場合。</p> <p>【判断根拠の例：基礎伏図、基礎工事施工計画書、杭施工要領書 等】</p> <p>④大臣認定等を取得した地盤補強工法を用いる場合</p> <p>大臣認定等（国土交通大臣認定に係る「性能評価」、（一財）日本建築センターによる「建設技術審査証明」、（一財）日本建築総合試験所による「建築技術性能証明」 等）を取得している杭・地盤補強工法を用い、それぞれの仕様通りの施工を行った場合。</p> <p>【判断根拠の例：建設技術審査証明等の写し、工法パンフレット 等】</p>	
第13条	13-1	平屋のRC造は、建築基準法では構造計算を求められていないが、設計施工基準では構造計算を行う必要があるのか？	<p>設計施工基準では平屋であっても、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造、補強コンクリートブロック造の基礎の形状及び配筋等は構造計算により設計することとしています。</p> <p>ただし、壁式鉄筋コンクリート造で地上階数が2以下の住宅にあっては、6条（基礎）に基づき「べた基礎配筋表」を用いることができます（建築基準法上、構造計算が必要な場合は除きます）。</p>	09/12/25
第14条	14-1	エントランスの屋根やバルコニー等にも陸屋根の防水基準は適用となるのか？	庇やバルコニー、外廊下等であっても、下部が一部でも屋内部分になるものは14条が適用となります。	09/08/10 14/08/25改
第14条	14-2	14条2項の表以外の防水工法は、陸屋根に用いることはできないのか？	<p>14条2項の表（「建築工事標準仕様書・同解説 JASS8 防水工事」の「防水層の種類<sup>*</sup>」）に記載のない防水工法を使用する場合は、採用予定の防水材製造者に「包括3条確認書」の有無をご確認ください。</p> <p>※アスファルト防水・改質アスファルトシート防水（トーチ工法・常温粘着工法）・合成高分子系シート防水・塗膜防水 例えば、ポリマーセメント系塗膜防水工法、混和剤によるコンクリート改質工法等が該当します。</p>	19/12/01
第15条	15-1	パラペットには必ず笠木を設置しなければならないのか？	<p>パラペット（アゴを含む）の上端部は、寒暖による温度変化、日射、凍結等、気候による影響を強く受ける部位であるため、ひび割れが発生する可能性があります。したがって、金属製笠木の設置又は防水材料（14条2項の防水工法等）の施工等、雨水の浸入を防止するために有効な措置を講じることが必要です。</p> <p>なお、ここでいう「防水材料」には防水モルタルや撥水材、吹付タイルは含めないこととしています。</p> <p>また、第15条（パラペット上端部）の基準は、アゴを含むパラペットの上端部にのみ適用となります。手すり壁上端には適用されないため、手すり上端部の防水の有無は設計者判断となります。</p>	09/08/10 14/08/25 19/12/01追



第17条	17-1	塩ビシート防水などのメンブレン防水を施す場合の必要勾配は？	<p>防水を施す下地面は、できるだけ速やかに雨水等を排水させるための勾配を取ることが必要です。防水下地面の勾配は原則として1/50以上、保護コンクリート（アスファルト防水（保護仕様））等により表面排水が行い易い場合の勾配は1/100以上必要です。（露出防水は1/50、保護防水は1/100となります。）</p> <p>ただし、防水材料製造者が定める仕様により保護コンクリート等を施さず勾配を1/100以上としている場合も適用とします。</p>	<p>09/08/10 12/04/02 19/12/01追</p>
第22条	22-1	鉄骨造住宅の屋根を折板葺きとする場合も下ぶき材は必要か？	<p>鉄骨造住宅の屋根を折板葺きとする場合は、建築工事標準仕様書（JASS12 屋根工事）に適合するような一般的な折板の葺き方とすることにより、設計施工基準に適合しているものとして保険をお引受けいたします。この場合、「個別3条確認」（※本Q&amp;A・3-1 参照）は不要です。</p> <p>ただし、屋根と壁が取合う部分においては雨押えを150mm程度立ち上げる等、防水措置については十分ご検討ください。</p>	<p>09/12/25 14/08/25改</p>
	22-2	鉄骨造住宅の外壁を湿式仕上げとする場合の取扱いは？	<p>鉄骨造の外壁は、設計施工基準第9条（外壁の防水）、第10条（乾式の外壁仕上げ）にて規定しており、湿式仕上げは設計施工基準に定めがないため、「個別3条確認」（※本Q&amp;A・3-1 参照）により確認することで、保険申込が可能となりますが、下地板もしくは下地面材を施工する等の条件がございます。</p>	<p>21/09/01</p>